

令和2年度分 市・県民税申告書の書き方について

【 表面の書き方 】

● 「1 収入金額等」「2 所得金額」について

事業	営業等	ア:販売業・製造業・飲食業・サービス業・外交員・大工・左官などの営業や事業による収入 ①:営業等の所得＝総収入金額－必要経費 (別紙:収支内訳書に記入の上、転記してください。)
	農業	イ:農作物の生産・果樹の栽培などによる収入 ②:農業所得＝総収入金額－必要経費 (別紙:収支内訳書に記入の上、転記してください。)
不動産		ウ:地代(貸田・小作料を含む)・家賃などによる収入 ③:不動産所得＝総収入金額－必要経費 (別紙:収支内訳書に記入の上、転記してください。)
利子		エ:所得税の源泉分離課税の対象とならない特定の利子 ④:利子所得＝収入金額
配当		オ:株式・出資金などの配当による収入 ⑤:配当所得＝収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子
給与		カ:給料・賞与・賃金などの収入 ⑥:源泉徴収票等を参照し記載してください。
雑所得	公的年金等	キ:国民年金、厚生年金などの公的年金等 ⑦:下記「公的年金等の所得の求め方」を参照し記載してください。
	その他	ク:原稿料、講演料など他にあてはまらない収入 ⑦:その他の雑所得＝総収入金額－必要経費
総合課税の譲渡・一時		ケ:(短期譲渡)取得の日から5年以内に譲渡されたもの 【譲渡】土地・建物以外の資産(動産の譲渡により生ずるもの(特別控除50万円)) コ:(長期譲渡)取得の日から5年を超えて譲渡されたもの サ:生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金などの収入(特別控除50万円) ⑧:総合譲渡・一時所得＝短期譲渡所得＋(長期譲渡所得＋一時所得)×1/2

公的年金等の所得の求め方

あなたの生年月日	公的年金等の収入金額	雑所得の金額(円未満切り捨て)
65歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれた方)	120万円以下	0円
	330万円未満	収入金額－1,200,000円
	410万円未満	収入金額×0.75－375,000円
	770万円未満	収入金額×0.85－785,000円
	770万円以上	収入金額×0.95－1,555,000円
65歳未満(昭和30年1月2日以後に生まれた方)	70万円以下	0円
	130万円未満	収入金額－700,000円
	410万円未満	収入金額×0.75－375,000円
	770万円未満	収入金額×0.85－785,000円
	770万円以上	収入金額×0.95－1,555,000円

● 「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」「4 所得から差し引かれる金額」について

⑩社会保険料控除 3-⑩に令和元年中に支払った国民健康保険税、国民年金保険料、給料から差し引かれた保険料等の支払額等を記入し、その合計額を4-⑩に転記してください。

⑪小規模企業共済等掛金控除 令和元年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金の合計額を記入してください。

⑫生命保険料控除 3-⑫に記入した令和元年中に支払った一般の生命保険・個人年金保険料・介護医療保険について、・新制度のみで申告・旧制度のみで申告・新旧両制度で申告の3通りから選択できます。(両制度の場合は、それぞれの計算式で求めた合計額が控除されますが、各控除の限度額は28,000円です。)次の表でそれぞれ控除額を求め、4-⑫にその合計額(合計の限度額70,000円)を書いてください。

【新制度】新生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料(最大28,000円)

支払保険料の計	控除額
12,000円以下	支払額の全額
12,001～32,000円	支払額×1/2+6,000円
32,001～56,000円	支払額×1/4+14,000円
56,001円以上	一律 28,000円

【旧制度】旧生命保険料、旧個人年金保険料(最大35,000円)

支払保険料の計	控除額
15,000円以下	支払額の全額
15,001～40,000円	支払額×1/2+7,500円
40,001～70,000円	支払額×1/4+17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

⑬地震保険料控除 3-⑬に記入した令和元年中に支払った地震保険料(旧長期損害保険料を含む)について、次の表でそれぞれ控除額を求め、4-⑬にその合計額を書いてください。

区分	支払い保険料	控除額
地震保険契約に係るもの	全額	支払保険料の1/2(最高25,000円)
旧長期損害保険契約に係るもの	5,000円以下	支払額の全額
	5,000円以上	支払額×1/2+2,500円(最高10,000円)

※旧長期損害保険契約に係るものとは、H18.12.31までに締結した長期損害保険契約に係るものをいいます。
※地震と旧長期、両方ある場合は控除額の合計額を書いてください。(上限25,000円)

⑭寡婦(寡夫)控除 寡婦とは下記の要件に該当する方で、26万円控除されます。

①夫と死別・離別後婚姻していない方で、扶養親族または生計を一にする子がある方。

②夫と死別した後婚姻していない方で、令和元年分の合計所得金額が500万円以下の方。

※寡婦のうち、扶養親族の子があり、令和元年分の合計所得金額が500万円以下の方の控除額は、特別寡婦として30万円です。

※寡夫とは、令和元年分の合計所得金額が500万円以下で、妻と死別・離別したあと婚姻しておらず、扶養親族の子がある方です。

⑮勤労学生控除 大学や高校などの学生・生徒で合計所得が65万円以下であり、かつ自分の勤労によらない所得が10万円以下の場合は、26万円控除されます。(障害者控除の金額もある場合には、4-⑮～⑯に合計額を記入してください)。

⑯障害者控除 あなたや配偶者その他の親族(配偶者控除や扶養控除を受ける人に限る)が、障害者である場合に、所定の金額が控除されます。

区分	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	控除額
特別障害者(同居)	1級・2級	A	1級	53万円
特別障害者(本人・非同居)	1級・2級	A	1級	30万円
普通障害者	3級以下	B	2級・3級	26万円

※勤労学生控除の金額もある場合には4-⑮～⑯に合計額を記入してください。

※要介護認定を受けた人で、身体障害者手帳等などが無い場合、福祉事務所長から交付された【障害者控除対象者認定書】を提出することによって障害者控除を受けることができます。

⑰配偶者控除・同一生計配偶者 あなたの合計所得金額が1,000万円以下(※収入金額ではなく所得金額)の場合、あなたと生計を一にする配偶者で令和元年分の合計所得金額が38万円以下の人を扶養している場合に次のいずれかの控除が受けられます。

あなた(納税者本人)の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者 ※昭和25年1月1日以前生まれ (満70歳以上)の人
900万円以下	33万円	38万円
950万円以下	22万円	26万円
1,000万円以下	11万円	13万円

※あなたの合計所得が1,000万円超の場合(同一生計配偶者を有する方)

配偶者控除の適用を受けることはできません。ただし、生計を一にする配偶者が、令和元年分の合計所得金額が38万円以下で一定の障害者に該当した場合は障害者控除の適用を受けることができます。

- ⑱配偶者特別控除 あなたの合計所得金額が1,000万円以下(※収入金額ではなく所得金額)の場合で、本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた控除が受けられます。

	配偶者の合計所得金額	あなた(納税者本人)の合計所得金額		
		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
配偶者特別控除額	380,001円～850,000円	33万円	22万円	11万円
	850,001円～900,000円	33万円	22万円	11万円
	900,001円～950,000円	31万円	21万円	11万円
	950,001円～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
	1,000,001円～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
	1,050,001円～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
	1,100,001円～1,115,000円	11万円	8万円	4万円
	1,150,001円～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
	1,200,001円～1,230,000円	3万円	2万円	1万円

※青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。

- ⑲扶養控除 あなたに扶養親族がある場合に、所定の金額が控除されます。扶養親族(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)とは、あなたと生計を一にする親族で令和元年分の合計所得金額が38万円以下である人のことです。

区分		控除額
一般扶養	控除対象扶養親族のうち下記以外で平成16年1月1日以前に生まれた人	33万円
特定扶養	平成9年1月2日～平成13年1月1日生まれの人	45万円
老人扶養	昭和25年1月1日以前に生まれた人	38万円
老人扶養(同居老親等)	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属であたなや配偶者との同居を常としている人	45万円

- 16歳未満の扶養親族(控除対象外) 16歳未満(平成16年1月2日以降生まれの人)の扶養親族がある場合には、こちらに記載ください。
※16歳未満の扶養親族は扶養控除の対象となりませんが、他の控除(障害者控除など)については対象となります。

- ⑳雑損控除 令和元年中に災害・盗難・横領により住宅や家財などに損害を受けた場合、次のいずれか多い方の金額が控除されます。

1. 差引損失額(損害額+災害関連支出の金額-保険等の補填額)-(総所得金額等×10%)
2. 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円

- ㉑医療費控除 下記「Ⅰ.医療費控除(通常の医療費控除)」か「Ⅱ.セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」のどちらか一つを選択します。3-㉑に詳細を記入後、4-㉑に控除額を記入してください。セルフメディケーション税制の場合、「区分」の□に「1」と記入してください。

「Ⅰ.医療費控除(通常の医療費控除)」

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族のために令和元年中に支払った医療費が一定の金額以上ある場合、控除されます。(最高200万円)

控除額=差引負担額(支払額-保険等の補填額)-(10万円または「総所得金額×5%」のいずれか少ない方の金額)

「Ⅱ.セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)」

あなたやあなたと生計を一にする配偶者・その他親族のために令和元年中に支払った特定の医薬品購入費が一定の金額以上ある場合、控除されます。(最高8万8千円)

控除額=特定の医薬品購入費-12,000円

※おむつ代について医療費控除を受けるのが2年目以降である人については、医師が発行したおむつ使用証明書がなくとも、市町村が発行する要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認した書類、又は主治医意見書の写しとおむつ代の領収書があれば、医療費控除の対象として認められます。

【 裏面の書き方 】

6. 給与所得の内訳
源泉徴収票のない給与収入がある場合に記入してください。
※勤務先が複数ある場合は、合計した金額を月別に記入してください。又、勤務先名の欄には「〇〇〇(会社名)等」と記入してください。
7. 事業・不動産所得に関する事項
営業等、農業、不動産の所得がある場合は同封の収支内訳書に記入の上、収入金額、必要経費の合計額を記入してください。
8. 配当所得に関する事項
株式・出資金などの配当による所得がある場合に記入してください。
※上場株式等の配当等は配当支払者が特別徴収して住民税を納めるため申告の必要はありません。なお、特定配当等に係る所得金額を総所得に含め配当割額の控除を受けようとする場合は、この欄に必要事項を記入の上、【14配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項】の配当割額控除額の欄にも記入してください。
9. 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
原稿料、講演料、生命保険年金、簡易年金、互助年金、シルバー人材センター配分金など他の所得に当てはまらない所得がある場合に記入してください。
10. 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
総合譲渡とは車輛やゴルフ会員権、書画、貴金属、骨董品、土砂(砂)等の資産を譲渡した所得がある場合に記入してください。※特別控除は短期、長期の順に差引金額から50万円(50万円に満たない場合はその金額)
○短期:所有期間が5年以下 ○長期:所有年数が5年超
一時所得とは、生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約等に基づく満期返戻金、賞金等の所得がある場合に記入してください。※特別控除額は50万円(50万円に満たない場合はその金額)です。
11. 事業専従者に関する事項
事業を営んでいる場合に、次の①②の両方に該当する人に支払う金額は必要経費とみなされます。
①あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族で15歳以上(平成17年1月1日以前生まれ)であること。
②平成31年1月から令和元年12月までで、6カ月を超える期間専ら事業に従事していること。
★専従者の控除額(次のいずれか少ない金額)
1. 配偶者は86万円、配偶者以外は50万円
2. (事業所得・不動産所得・山林所得)÷(専従者の人数+1)
12. 別居の扶養親族等に関する事項
控除対象配偶者、扶養親族のうち、別居している人の氏名と住所を記入してください。
13. 事業税に関する事項
個人で事業を営んでいる、または一定の規模以上のアパートや駐車場などを貸し付けている場合は、該当する欄に記入してください。
14. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式等譲渡所得割の控除を受けようとする場合に記入してください。
※特定株式等譲渡所得の申告には分離課税等用の申告書の提出が必要になりますので、下記の連絡先までご連絡ください。
15. 寄附金に関する事項
秋田県共同募金会、日本赤十字社秋田県支部、都道府県・市町村、特別区並びに市県条例に定めるNPO法人や各種団体等に支出した寄附金がある場合は次の金額が控除されます。
<基本控除額>
基本控除額=(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)-2千円)×10%(市民税6%+県民税4%)
<特別控除額>※ふるさと納税にのみ適応され、個人住民税所得割額の2割を限度とする
特例控除額=(寄附金の合計額-2千円)×(90%-0~40%〈寄附者に適応される所得税率〉)

課税総所得金額 -(5万円+人的控除の差の額)	率
195万円以下	5%
195万円超 330万円以下	10%
330万円超 695万円以下	20%
695万円超 900万円以下	23%
900万円超 1,800万円以下	33%
1,800万円超 4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

能代市総務部税務課市民税係

TEL 0185-89-2126(直通)